

中華人民共和国エネルギー法 (意見募集稿)

国家エネルギー局

2020年4月

[本仮訳文章の利用の注意]

本仮訳は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）北京事務所が、中国における政策動向の把握と広報を目的に作成したものである。

内容や誤記を含め、本仮訳文章の利用に伴ういかなる不利益についても、当機構は責を負わない。

内容を引用する際や重要な意思決定の参考とする際には、かならず中国政府の発表している原典資料を参照されたい。

[中国政府による発表文書]

中華人民共和国エネルギー法（征求意见稿）

http://www.nea.gov.cn/2020-04/10/c_138963212.htm

付属文書 1

「中華人民共和国エネルギー法（意見募集稿）」

第一章	総 則
第二章	エネルギー戦略及び計画
第三章	エネルギーの開発及び加工・転換
第一節	一般規定
第二節	化石エネルギー
第三節	非化石エネルギー
第四章	エネルギーの供給及び使用
第五章	エネルギー市場
第六章	エネルギー安全保障
第七章	科学技術の進歩
第八章	国際協力
第九章	管理監督
第十章	法律責任
第十一章	付 則

第一章 総則

第1条 (立法の目的)

エネルギーの開発・利用及び管理監督を規範化し、エネルギーの安全を保障し、エネルギー構造を最適化し、エネルギー効率を高め、エネルギーの質の高い発展を促すため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 (適用範囲)

中華人民共和国の領域及び管轄するその他海域内でエネルギーの開発・利用及び管理監督活動に従事する場合には、この法律を適用する。

その他の法律においてエネルギーの開発・利用及び管理監督について別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第3条 (戦略及び体系)

エネルギーの開発利用は生態文明に適応し、イノベーション、協調、環境配慮、開放、共有の発展理念を貫き、消費革命、供給革命、技術革命、体制革命及び全方位的な国際協力の強化の促進という発展の方向に沿い、節約を優先し、国内に立脚し、環境配慮・低炭素及びイノベーション主導型のエネルギー発展戦略を実施し、クリーンで低炭素、安全で効率的なエネルギー体系を構築しなければならない。

第4条 (構造の最適化)

国はエネルギー産業の構造及び消費構造を調整、最適化し、再生可能エネルギーを優先して発展させ、原子力発電を安全かつ効率的に発展させ、非化石エネルギーの比率を高め、化石エネルギーのクリーンで効率的な利用及び低炭素発展を促進する。

第5条（科学技術イノベーション）

国はエネルギー技術経済政策を制定し、新たな技術ロードマップの経済性評価を実施し、エネルギー科学技術の研究、開発及び普及応用を奨励、支援し、エネルギー科学技術の自主イノベーション及び産業化を促す。

第6条（安全備蓄及び緊急時対応）

国はエネルギーの安全備蓄制度を構築、整備し、戦略的なエネルギー資源開発を効果的に管理し、エネルギー輸送の戦略的ルートの構築及び安全保護措置を完備し、エネルギーの予測・早期警報及び緊急対応措置の仕組みを整備し、エネルギー保障及び緊急対応措置の能力を強化し、エネルギーの安全を保障する。

第7条（安全生産）

エネルギーの安全生産の管理は、人間中心で、安全な発展を堅持しなければならない。安全第一で、予防を主とし、総合的な対策を実施するという方針を堅持し、安全生産の主体责任を強化し、実行に移し、安全生産の規則制度を構築、整備し、安

全生産の管理監督を強化し、属地的管理監督及び部門による管理監督の責任を実行し、安全生産に対する資金投入を保障し、生産の安全性に関する事故を予防し、減少させなければならない。

第 8 条 (活動規範)

エネルギー計画、探査、設計、建設、生産、加工・転換、貯蔵、輸送、取引、供給、使用等の活動に従事するにあたり、この法律及び関連の法律、行政法規を遵守し、エネルギーの開発・利用条件を改善し、エネルギーを安全で高効的に生産し、エネルギーを科学的かつ合理的に使用し、エネルギーの利用効率を高めなければならない。

第 9 条 (建設用地)

エネルギーの建設にあたり、農地を適切に保護し、用地を節約しなければならない。土地を徴収、徴用する必要がある場合には、法に基づき補償及び生活の保障をしなければならない。

第 10 条 (専門サービス)

エネルギーの開発・利用のために専門サービスを提供する組織及び個人は、法律、行政法規及び業務規則に従い専門技術及び管理サービスを提供し、かつ、サービスの結果について責任を負う。

第 11 条 (業界団体)

関係する業界団体は法律、行政法規及び規則に従い、関係す

る組織及び個人にエネルギー技術、情報及び研修等のサービスを提供し、かつ、業界の自主規制機能を発揮する。

第 12 条 （普遍的サービス）

国は、エネルギーの普遍的サービスの仕組みを整備し、公民が基本的なエネルギー供給及びサービスを受けられることを保障する。

第 13 条 （農村のエネルギー支援）

国は、都市・農村の統一的計画、因地制宜（その土地に応じた措置を講じる）、多能互補（多くのエネルギーを互いに補う）、総合利用及びサービス向上の原則に基づき、農村のエネルギー発展の支援に向けた政策を制定し、農村へのクリーンで良質なエネルギーの供給を増やし、エネルギーのサービス水準を高める。

国は農村のエネルギー資源開発を支援し、再生可能エネルギーの利用をその土地に応じて普及させ、農民の炊事、暖房等のエネルギーの使用条件を改善し、農村の生産及び生活におけるエネルギー使用効率を高め、農村のエネルギー消費におけるクリーンエネルギーの比率を高める。

第 14 条 （エネルギーの市場化）

国は資源配分における市場の決定的役割の発揮を堅持し、競争が有効に行われる市場の構造及び市場の仕組みを構築し、競争的分野において、主に市場によってエネルギー価格が決定さ

れる仕組みを形成し、エネルギーの効果的な管理監督体系を確立する。

エネルギーの開発・利用活動に従事するための投資、経営及び管理主体は公平に競争し、その合法的権益は法的保護を受けなければならない。

第 15 条 (供給の保障)

国はエネルギー関連のインフラストラクチャの整備を支援し、エネルギーの保障能力を高め、エネルギーの安定的で、信頼性の高い、効率的な供給を保証し、合理的なエネルギー消費の需要を満たす。

第 16 条 (管理監督)

国務院のエネルギー主管部門は、この法律及び国務院の定める職責に従い全国のエネルギーの開発・利用活動の管理監督を実施する。

県級以上の地方人民政府のエネルギー主管部門は、この法律及び本級人民政府の定める職責に従い、本行政区域内のエネルギーの開発・利用活動の管理監督を実施する。

国務院の関係部門は、この法律及びその他の関連法律、行政法規及び国務院が定める職責に従い、各自の職責の範囲内において関係業界、分野のエネルギーの開発・利用活動の管理監督を実施する。県級以上の地方人民政府の関係部門は、この法律及びその他の関連法律、行政法規及び本級人民政府が定める職

責に従い、各自の職責範囲内において関係業界、分野のエネルギーの開発・利用活動の管理監督を実施する。

第 17 条 （標準化）

国務院の標準化行政主管部門、国務院のエネルギー主管部門及び関連業界の主管部門等の部門は、先進的なエネルギー関連規格を積極的に制定し、エネルギーの規格体系を整備し、エネルギーの標準化水準を高めなければならない。

第 18 条 （エネルギーの節約）

国は、法律、経済、行政及び周知・教育等の手段を講じてエネルギー・資源の節約及び効率的な開発・利用を保障し、重点分野及び重要段階における省エネルギーを推進し、エネルギーの消費総量を合理的に制御する。

国は、組織及び個人による再生可能エネルギーの開発・利用を奨励する。国務院のエネルギー主管部門及び国務院の関係部門は、エネルギー資源の総合開発を共同で支援しなければならない。関係する組織及び個人は共生随伴鉱産資源の開発を支援しなければならない。

エネルギーを利用するユーザーは省エネルギーの意識を確立し、エネルギーを節約して使用しなければならない。財政資金によりエネルギー使用費用を支払うユーザーは、省エネルギーのモデルユーザーとならなければならない。その他のユーザーは省エネルギー・エネルギー消費削減を強化しなければならない。

ない。

第 19 条 （環境保護及び気候変動への対応）

国は、エネルギー業界における気候変動の緩和及び能力強化を図る。

国は、エネルギー業界における汚染物質及び温室効果ガスの排出に対する監督を強化する。エネルギー企業は汚染源の管理及び対策並びに環境リスクの予防・制御を強化し、エネルギーの開発・利用の過程における生態環境の破壊を減らし、汚染物質及び温室効果ガスの排出を削減しなければならない。エネルギーを利用するユーザーはエネルギーの使用過程における汚染物質の排出及び温室効果ガスの排出を削減しなければならない。

第 20 条 （国際協力）

国は、平等互惠、協力・相互利益、協調・保障の方針を堅持し、全方位の国際協力を強化する。

第 21 条 （情報公開及び周知教育）

国はエネルギー分野の情報公開制度を構築、整備し、情報公開の範囲、内容、方式、手続きを明確にする。重要計画及びエネルギー関連プロジェクトは、公衆との意思疎通及び公衆による業務への関与を適切に行わなければならない。

国は、エネルギーに関する知識の周知及び教育の実施を主導する。

第二章 エネルギー戦略及び計画

第 22 条 (エネルギー戦略の地位及び内容)

国家エネルギー戦略は、エネルギーの持続可能な発展を指導し、エネルギーの安全を保障する全体的な方策であり、エネルギー計画、政策及び措置を制定するための基本的な根拠である。

国家エネルギー戦略は、基本的な国情、国防・安全保障、経済及び社会発展の需要、環境保護の需要及び国内外のエネルギー発展の傾向等に基づいて策定される。

重要プロジェクトの配置・手配に関わるエネルギー戦略は、その制定過程において環境への影響に関する考察を行い、適当な形式を用いて関係組織、専門家及び公衆の意見を聴取しなければならない。

国家エネルギー戦略においては、国のエネルギー発展の戦略的思想、戦略的目標、戦略配置及び戦略の重点等の内容について規定しなければならない。

第 23 条 (計画体系)

国はエネルギー戦略に基づいてエネルギー計画を策定、実施し、国家エネルギー戦略の実現を保障する。

エネルギー計画は総合エネルギー計画、分野別エネルギー計画及び地域エネルギー計画等を含む。分野別エネルギー計画及

び地域エネルギー計画は、総合エネルギー計画に従わなければならない。地域エネルギー計画と分野別エネルギー計画は、互いに調和していなければならない。

県級以上の人民政府は、エネルギー発展を国民経済及び社会発展計画、年度計画に組み入れなければならない。

第 24 条 (全国総合エネルギー計画の策定及び内容)

全国総合エネルギー計画は、国民経済及び社会発展計画並びに国家エネルギー戦略に基づいて策定され、かつ、関連の計画と互いに整合性が取れていなければならない。

全国総合エネルギー計画は、国務院のエネルギー主管部門が策定を主導し、国務院の発展改革部門による審査を経た後に国務院に報告し、承認を受けた後に実施される。

第 25 条 (全国分野別エネルギー計画の策定)

全国分野別エネルギー計画は、国務院のエネルギー主管部門が国務院の発展改革部門と共同で、全国総合エネルギー計画に基づいて策定を主導し、実施する。

第 26 条 (地域エネルギー計画の策定)

国務院のエネルギー主管部門は、関係する省級人民政府の関係部門を組織し、地域経済・社会発展の需要及びエネルギー資源の賦存量の状況、エネルギー生産・消費の特徴に基づき、相応の地域エネルギー計画を策定する。地域エネルギー計画は、全国総合エネルギー計画に適合し、かつ、全国分野別エネルギー

一計画と整合性が取れていなければならない。

全国的配置、総量規制及び省を跨いだ輸送に関わる地域エネルギー計画は、国务院の发展改革部門が配置及び総量の均衡を図った後に、国务院のエネルギー主管部門が審査、承認する。

第 27 条 （地方エネルギー計画の策定）

省級人民政府のエネルギー主管部門は、本行政区域の経済及び社会発展の需要に基づき、全国総合エネルギー計画に従って省級エネルギー計画を策定する。省級エネルギー計画は、全国分野別エネルギー計画及び関連の地域エネルギー計画と整合性が取れていなければならない。このうち、省級の総合エネルギー計画については、国务院のエネルギー主管部門が審査、承認する。

第 28 条 （公衆の関与）

エネルギー計画の策定にあたり、関係する組織、専門家及び公衆の意見を聴取し、科学的考察を行わなければならない。エネルギー計画のうち、法に基づき環境影響評価を行わなければならないものについては、国务院が承認する範囲に従って実施する。

エネルギー計画は、適時に発表しなければならない。ただし、国が秘密保持の必要があると定めた内容については、この限りではない。

第 29 条 （計画の監督検査）

国務院のエネルギー主管部門及び省級人民政府は、エネルギー計画の実施状況に対する監督検査を強化しなければならない。

第 30 条 (計画の評価及び修正)

エネルギー計画策定部門は、エネルギー計画の実施状況に対する評価を主導し、需要又は評価結果に応じてエネルギー計画を適時に修正し、原計画の審査承認機関の同意を得た後に実施しなければならない。

第三章 エネルギーの開発及び加工・転換

第一節 一般規定

第 31 条 (基本原則)

エネルギーの開発及び加工・転換は、配置の合理化、構造の最適化、節約・高効率・クリーン・低炭素の原則を遵守しなければならない。

国は組織及び個人が法に基づきエネルギーの開発及び加工・転換プロジェクトに投資することを奨励し、投資家の合法的な権利と利益を保護する。

第 32 条 (エネルギー構造の最適化)

国はエネルギー資源の効率的でクリーンな開発・利用を奨励し、再生可能エネルギーの優先的開発を支援し、化石エネルギー資源を合理的に開発し、その地の状況に応じて分散型エネルギー

ギーを発展させ、非化石エネルギーによる化石エネルギーの代替及び低炭素エネルギーによる高炭素エネルギーの代替を促進し、石油、天然ガスを代替する新型の燃料及び工業原料の開発を支援する。

第 33 条（開発・転換の管理）

国はエネルギーの開発及び加工・転換活動に対する管理監督を強化する。エネルギー主管部門は関連部門と共同でエネルギー開発及び加工・転換の秩序を規範化し、エネルギー資源を保護する。

法律、行政法規又は国务院の規定により、エネルギー開発及び加工・転換活動に従事し、行政許可を取得する必要がある場合には、その規定に従う。

第 34 条（安全生産、環境保護及び気候変動への対応）

エネルギーの開発、加工・転換活動に従事する組織及び個人は、法律、行政法規の安全生産、労働衛生、環境保護に関する規定を遵守し、安全生産の管理を強化し、資源消費を減らし、汚染を制御し、予防し、温室効果ガスの排出を減らし、生態環境を保護しなければならない。

エネルギーの開発及び加工・転換に関する建設プロジェクトは、法に基づき関連の評価を実施しなければならない。建設プロジェクトの省エネルギー・環境保護設備、労働衛生保護設備、及び安全設備は、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同

時に生産または使用を開始しなければならない。

エネルギーの開発及び加工・転換活動に従事する組織及び個人は、法に基づき汚染対策、生態系保護又は土地開墾の義務を履行しなければならない。

第 35 条 (エネルギーの開発・利用の生態補償)

各級人民政府は、エネルギー開発及び加工・転換に関する重要建設プロジェクトの汚染対策、生態系回復及び土地開墾等の計画及び措置を策定し、生態系保護関連の補償の仕組みを整えなければならない。

第 36 条 (税金・費用制度)

国はエネルギー関連の税金・費用制度を確立、整備し、エネルギー資源の節約を促し、エネルギー資源の合理的な開発を導き、非化石エネルギー等のクリーン・低炭素エネルギーの発展を導く。

第二節 化石エネルギー

第 37 条 (化石エネルギーの探査)

国は石炭、石油及び天然ガス等の化石エネルギーの探査を強化し、化石エネルギーの合理的な開発を実行する。

第 38 条 (化石エネルギー開発の原則)

石炭、石油及び天然ガスの開発及び加工・転換は、安全、環境配慮、集約及び高効率の原則を遵守し、資源採掘率及びクリーンで効率的な開発・利用の水準を高めなければならない。

第 39 条 （石炭の開発・利用）

石炭の開発・利用は、統一的計画、全体的調査、秩序ある開発、クリーンで効率的な利用を堅持する。国は石炭開発の配置及び生産構造を最適化し、石炭の安全で環境に配慮した採掘を推進し、鉱区における循環型経済を奨励し、石炭のクリーンで効率的な利用を促し、石炭由来燃料及び化学工業原料を適切に発展させる。

国は特殊、希少な炭種について保護的採掘を実行し、炭層メタンの優先的採掘及び炭鉱ガスの抽出利用を奨励する。

第 40 条 （石油・天然ガスの開発）

石油及び天然ガスの開発は、陸上と海上双方を重んじる姿勢を堅持し、海洋の石油・天然ガス田の開発を加速する。石油、天然ガス生産企業は先進技術を使用しなければならない。国はタイトガス、シェールオイル、シェールガス、炭層メタン等の非在来型、低品位石油・天然ガス資源の経済的で有効な開発を奨励し、石油、天然ガスの探査・開発の新理論研究及び新技術研究開発並びに備蓄を奨励する。保護的な開発を前提として、参入要件に適合する市場主体による石油・天然ガス探査・採掘への関与を許可する。

国は大規模、先進的、集約的な石油の加工・転換方式を奨励し、石油の加工・転換産業の配置及び構造を最適化する。

第 41 条 （天然ガスの利用）

国務院のエネルギー主管部門は国務院の関係部門と共同で、天然ガスを積極的かつ合理的に発展させ、天然ガスの利用構造を最適化し、一次エネルギーの消費における天然ガスの比率を高めるための措置を講じる。

第 42 条 (火力発電の開発)

エネルギー主管部門は、クリーン、安全で効率的な火力発電及び関連技術を発展させ、エネルギー効率を高め、汚染物質の排出を削減し、火力発電の構造を最適化し、熱電併給、冷却・熱電併給及び熱電・石炭ガス併給等をその土地に応じて発展させるための措置を講じなければならない。

第三節 非化石エネルギー

第 43 条 (非化石エネルギーの発展の加速)

国務院の関係部門は、再生可能エネルギー及び原子力エネルギー等の非化石エネルギーの発展を促進し、年度ごとに一次エネルギーの消費に占める非化石エネルギーの比率指標をモニタリングするための措置を講じなければならない。

第 44 条 (再生可能エネルギー目標制度)

国は再生可能エネルギーをエネルギー発展の優先分野に加え、全国的な再生可能エネルギーの開発・利用の中長期総量目標及び一次エネルギーの消費における再生可能エネルギーの比率目標を制定し、国民経済及び社会発展計画並びに年度計画

の必達目標に加え、かつ、各省、自治区、直轄市に分解して実施する。国务院のエネルギー主管部門は国务院の関係部門と共同で各省、自治区、直轄市の実施状況をモニタリングし、かつ、年度審査を実施する。

第 45 条 （再生可能エネルギーの受入保障制度）

国は再生可能エネルギーの受入れによる電力の保障制度を確立し、各省、自治区、直轄市の社会の電力使用量における再生可能エネルギーの受入れによる発電量の最低比率指標を定める。電力供給、電力販売企業及び市場取引に関与する電力を利用するユーザーは、所在区域の最低比率指標を達成しなければならない。

再生可能エネルギーの受入れによる発電量の最低比率を達成していない市場主体は、市場取引の方式により、規定値を上回って達成した市場主体からクレジットを購入することで義務を履行することができる。国务院の関係部門は、取引状況に基づいて再生可能エネルギーによる発電の補助金政策を調整する。

第 46 条 （再生可能エネルギー奨励政策）

国は財政、金融及び価格等の関連政策を制定し、再生可能エネルギーの開発・利用を支援する。

第 47 条 （再生可能エネルギーの開発）

国はカスケード式水力資源の開発を実施し、生態系優先を前

提として大型の水力発電基地の建設を積極的かつ秩序立てて推進し、中小型の水力発電所を適度に開発し、集中型及び分散型の並行推進、現地受入及び外部輸送の組合せの原則に基づき風力発電と太陽光発電を発展させ、その土地に合わせてバイオマスエネルギーを効率的に開発、利用する。国は、地熱エネルギー及び太陽熱エネルギーの利用を奨励し、海洋エネルギーの開発を積極的に推進する。

国は都市及び農村の現地における再生可能エネルギーの開発・利用を奨励し、マルチエネルギー補完分散型クリーンエネルギー供給システムを構築する。

第 48 条 （企業の保障義務）

国は再生可能エネルギー発電の優先系統連系及び計画による買取保障制度を実行する。送電網企業は送電網の整備を強化し、再生可能エネルギーの配分範囲を拡大し、スマートグリッド及び蓄電技術を発展させ、省エネルギー、低炭素の電力の調整・運行制度を確立しなければならない。

石油販売企業は国家規格に適合するバイオ液体燃料をその燃料販売体系に組み入れなければならない。熱力、ガス送管網等の都市エネルギーインフラストラクチャにおいては、送管技術規格に適合する再生可能エネルギーの熱力又はガスを受け入れなければならない。

第 49 条 （原子力発電の開発）

国は原子力発電の安全で効率的な発展を堅持し、安全第一の方針を遵守し、原子力発電の計画、用地選定、準備、設計、建設、運転及び廃止等のサイクルの管理及び監督を強化する。

原子力発電事業の投資、経営及び市場参入は、国務院が規定を定める。

国務院のエネルギー主管部門は全国における原子力発電の発展及び配置を統制、調整し、原子力発電所跡地の資源保護を強化し、先進的な原子力発電技術及び設備の研究開発及び自主イノベーションを推進し、先進的で成熟し、安全で経済的な原子力発電技術を広め、原子力発電技術の進歩及び産業化の発展を促し、原子力発電専門人材の育成を加速する。

第 50 条 （原子力発電の安全）

国務院の関係部門、関連企業及び事業単位は、関連の法律及び行政法規に従い原子力発電の安全及び緊急事態管理を強化し、原子力の安全監督を強化し、原子力事故に対する緊急時即応の準備及び緊急時対応体制及び原子力発電所における安全文化の構築を強化し、原子力発電の安全で効率的な発展を確実に保証する。原子力施設の運営組織は、原子力の安全に全面的な責任を負う。

第四章 エネルギーの供給及び使用

第 51 条 (インフラストラクチャの整備)

県級以上の人民政府は、エネルギーインフラストラクチャの整備を支援し、エネルギーインフラストラクチャを保護し、エネルギーの円滑な輸送を保障し、エネルギー供給能力を高めなければならない。

国務院のエネルギー主管部門は、国務院の関係部門と共同で省、自治区、直轄市に跨る石油、天然ガス、電力の輸送管網等のエネルギーインフラストラクチャの整備を調整する。関係する省級人民政府はエネルギー計画に基づき、エネルギーインフラストラクチャの整備のための用地を事前に留保し、かつ、土地利用計画及び都市・農村計画に組み入れ、関連の計画間の動的調整メカニズムを構築しなければならない。

第 52 条 (農村のエネルギー建設)

国は農村におけるエネルギーの開発・利用、インフラストラクチャ及びサービス体系の構築を支援し、農村のエネルギー供給能力及びサービス水準を高める。国は少数民族、辺境及び貧困地域の農村におけるエネルギーの建設を重点的に支援する。

エネルギー供給に不足が発生したときは、各級人民政府は緊急対応措置を講じ、かつ、エネルギー企業と連携して農業生産及び農村の生活用エネルギーを優先的に保障しなければならない。

第 53 条 (送管網の管理)

送電網、石油・天然ガスの送管網等のエネルギー輸送管網設備は、公平な接続の仕組みを整備し、法に基づき条件に適合するエネルギーの生産、販売企業等の市場主体に対し、公平で差別なく開放しなければならない。

いかなる組織、個人も、市場主体が国の関連規定に従い、エネルギーの輸送管網への接続を申請することを制限してはならない。

国は送管網の統一的計画を強化し、送管間の相互接続を促進する。エネルギーの輸送管網に接続する施設、設備及び製品は、国家規格に適合しなければならない。

第 54 条 （企業サービス規範）

エネルギー供給企業は法に基づき経営し、サービス品質を保証し、合理的な需要を満たし、エネルギーを利用するユーザー及び社会公衆による監督を受け、相応の社会的責任を担わなければならない。

第 55 条 （企業の供給要件）

電力、ガス、熱力等のエネルギー供給を請け負う企業は、営業区域内のユーザーが安全に、持続的に、信頼できるエネルギー供給サービスを受けられるよう保障しなければならない。法に定め、若しくは取り決めた事由なくしてエネルギー供給サービスを拒絶又は中断してはならない。不可抗力又はその他の原因により一時的にサービスを提供することができない場合には、

速やかに救済措置を講じなければならず、影響をもたらした場合には、政府の関係主管部門に報告し、かつ、社会に公告しなければならない。経営を停止する場合には、さらに国の関連規定に従って善後策を適切に講じなければならない。

第 56 条 (供給企業の情報公開)

電力、ガス、熱力等のエネルギー供給を請け負う企業は、その営業場所において、かつ、インターネット等その他の公衆が容易に知ることのできる方式により、そのサービスコスト・収益、サービス規範、料金徴収基準、苦情申立てのルート等を公示し、かつ、ユーザーに公共問合せサービスを提供しなければならない。

第 57 条 (ユーザーの義務)

電力、ガス、熱力等のエネルギーを利用するユーザーは、安全使用規範及びエネルギー節約の要求に従ってエネルギーを使用し、かつ、国が規定し又は取り決めた価格に基づき料金を支払わなければならない。

第 58 条 (普遍的サービス)

電力等のエネルギー供給を請け負う企業は、国の関連規定に基づき相応の普遍的サービスの義務を履行しなければならない。

エネルギーの普遍的サービスを保障する具体的な方法は、国務院のエネルギー主管部門が国務院の財政部門、価格主管部門

等の関係部門と共同で制定し、国务院の承認を得た後に公布し、施行する。

第 59 条 （重点エネルギー使用企業の強制的情報公開）

省エネルギーに関する業務を管理する部門は、関係部門と共同で、法に基づき重点エネルギー使用企業リストを公布し、当該企業に対し、エネルギーの使用状況を報告し、かつ、エネルギー利用効率及び単位製品当たりのエネルギー消費等の情報を社会に公表するよう要求しなければならない。

第 60 条 （需要側の管理）

県級以上の人民政府は、市場規則に従い、エネルギー需要側の管理業務の実施を主導する責任を負う。エネルギー供給企業は、国のエネルギー需要側の管理に関連する規定を実現し、エネルギーを利用するユーザーはエネルギー需要側管理業務に協力しなければならない。

第 61 条 （省エネルギー・排出削減義務）

エネルギー供給企業及びエネルギー使用組織は、環境保護及び省エネルギー・排出削減義務を履行しなければならない。省エネルギー・排出削減目標を達成していない企業及び組織は、法に基づきエネルギー監査又はクリーン生産審査を実施しなければならない。

第 62 条 （省エネルギー政府調達）

政府調達は、再生可能エネルギー、新エネルギー、省エネルギー

ギー製品及びサービスを優先的に調達しなければならない。

第 63 条 (消費管理政策)

国は環境配慮型エネルギー消費市場の構築を支援し、組織及び個人が再生可能エネルギー等のクリーンで低炭素なエネルギーを購入することを奨励する。

第五章 エネルギー市場

第 64 条 (市場主体)

エネルギー分野における自然独占的な事業と競争的な事業は、別々に実施しなければならない。各種投資主体は、法に基づき平等にエネルギーの開発・利用活動及びインフラストラクチャの整備に関与するよう奨励する。

第 65 条 (市場の構築目標)

国はそれぞれのエネルギーの品種特性に応じて、石炭、電力、石油、天然ガス等のエネルギー市場の構築を推進し、主体が多様で、統一的に開放され、競争に秩序があり、効果的な管理監督のなされたエネルギー市場体系を確立し、さらに広い範囲におけるエネルギー資源配分の最適化を実現する。

国は機能が整備され、独立して運営され、規範的に稼働するエネルギー市場取引のメカニズム又は取引プラットフォームの確立を推進し、各種の効果的な取引方式及び取引品種の発展

を奨励する。

第 66 条 (価格メカニズム)

エネルギー分野の競争的な段階においては、主に市場により価格が形成され、国は主にエネルギー資源の状況、市場の需給関係、環境コスト、世代間の公平性・持続可能性等の要素によりエネルギー価格を決定する仕組みの形成を推進する。

自然独占の段階の価格は、価格主管部門により管理される。政府が制定するエネルギー価格の権限及び範囲は、中央及び地方の価格設定リストを根拠とする。

第 67 条 (価格・コストの監督審査)

価格主管部門は規定に基づきエネルギー価格・コストの監督・審査を実施する。エネルギー企業は、価格主管部門の要求に従い、速やかにかつ真実に基づき、正確に価格・コストのデータを提供し、価格・コストの管理監督を受け入れなければならない。価格主管部門は、エネルギー製品又はサービスの市場需給状況、資源の不足の度合い、環境損害コスト及び国民経済と社会の発展に対する要求並びに社会の受け入れ能力等の要素を考慮し、許可されたコスト及び合理的な利益、法に基づく税額の算出、公平な負担の原則に基づき、政府の定価範囲に組み入れるエネルギー価格を制定、調整しなければならない。

第 68 条 (市場建設の内容)

国務院のエネルギー主管部門及び国務院の関係部門はエネ

ルギー市場の発展を促進し、取引機構及び取引プラットフォームを合理的に配置し、エネルギー市場の設置案の策定及び市場規則の制定を指導する。

第 69 条 (市場秩序の規範化)

県級以上の人民政府及びその部門は、エネルギー市場の運営秩序及び自然独占の段階の管理監督を強化し、公平な競争によるエネルギー市場の秩序を規範化し、保たなければならない。

第六章 エネルギー安全保障

第 70 条 (全体的要求)

国はエネルギー安全を統制、調整し、エネルギー安全保障戦略を国の安全保障戦略に組み入れ、エネルギーの配置を最適化し、エネルギーの安全備蓄及び供給調整のための設備の建設を強化し、エネルギーの供給保障及び緊急時対応調整能力を強化し、エネルギー安全及び緊急対応制度を整備し、エネルギー安全保障能力を全面的に高める。

第 71 条 (エネルギー施設及び場所の安全保護)

エネルギー企業は生産、転換、輸送、貯蔵及びエネルギー製品を供給する施設、設備及び場所の安全管理を強化しなければならない。

エネルギーの生産、供給施設及び場所は、安全要件に適合す

る隔離区又は保護区を有しなければならない。いかなる組織及び個人も関連の施設、設備及び場所の安全を脅かす活動に従事してはならない。地方の各級人民政府は、法に基づき本行政区域内の石油、天然ガス、熱力、電力の輸送管網等のエネルギーインフラストラクチャの安全を保護しなければならない。

第 72 条 （ネットワーク及び情報セキュリティ）

国務院のエネルギー主管部門及び国務院の関係部門は、職責分担に従ってエネルギー業界のネットワーク及び情報セキュリティの保護及び管理監督の責任を負い、エネルギー業界のネットワーク及び情報セキュリティに関する法規体系並びに規格体系の構築・整備を推進する。

エネルギー企業は、ネットワーク及び情報セキュリティに関する法律、行政法規及び規格を真摯に執行しなければならない。

第 73 条 （供給保障）

国はエネルギーの有効な供給を保証し、国の経済と人民の生活の基本的な需要を満たす。

エネルギーの生産、供給企業は、法律、行政法規及びエネルギー供給契約に基づき、所定時間に所定量のエネルギーを供給しなければならない。エネルギー供給をみだりに中断又は停止してはならず、みだりに価格を引き上げ、供給量を減らしてはならない。

第 74 条 （安全備蓄）

国は、政府備蓄と企業備蓄の結合、備蓄と生産・供給・備蓄・販売体系の連携の原則に基づき、石油、天然ガス、石炭等のエネルギーの安全備蓄体系を確立し、備蓄規模を科学的に設定し、品種構造を持続的に最適化し、備蓄機能を絶えず高める。

政府備蓄は、国の直接投資による運営及び国が出資し企業に委託して展開する戦略的備蓄を含む。企業備蓄は、企業の社会責任による備蓄及び生産経営在庫、生産能力の備蓄等の方式により形成されるその他の備蓄を含む。

県級以上の人民政府及びその関係部門は、エネルギーの安全備蓄能力の強化並びに買い上げ、入替え及び使用の管理に責任を負う。

エネルギー鉱物資源の戦略的備蓄の具体的な方法は、国務院の自然資源主管部門が国務院のエネルギー主管部門、国務院の財政部門及びその他の関係部門と共同で制定する。

第 75 条 (備蓄の使用)

次の各号のいずれかに該当する場合には、国務院が指定する部門は国務院の財政部門と共同でエネルギー備蓄使用案を提出し、国務院の承認を得た後に実施しなければならない。

(一) 突発的事象により全国又は一部の地域にエネルギー供給が中断し又は大幅に減少し、国内市場の需給の深刻な不均衡、国民経済への重大な影響若しくは損害をすでにもたらし、又はもたらす可能性がある場合。

(二) 国が国民経済の総量について調節、制御をする必要がある場合。

(三) 法律、行政法規に規定され、又は国务院が使用を決定するその他の事由。

第 76 条 (予測・早期警報)

国务院のエネルギー主管部門は、国際、国内エネルギー市場を密接に追跡し、予測・早期警報の仕組みを構築、整備し、応急措置能力を高めなければならない。

県級以上の人民政府は、エネルギーの予測・早期警報を強化し、エネルギー需給の変化、エネルギー価格の変動及びエネルギーの安全リスク状況等について速やかかつ効果的な予測・早期警報を行わなければならない。

エネルギーの予測・早期警報の重点は、石油、天然ガス、電力、石炭等の重要エネルギー製品の需給及び安全にある。

エネルギー企業は、所在地の県級以上の人民政府及びそのエネルギー主管部門にエネルギーの予測・早期警報情報を速やかに報告しなければならない。

第 77 条 (エネルギーの緊急時対応)

国は、エネルギー業界の応急措置能力を強化し、エネルギーの緊急時対応における連携調整の仕組みの整備・充実を図り、エネルギーの緊急時対応制度を確立し、エネルギー供給の深刻な不足、供給の中断及びその他エネルギー関連の突発的事象に

対応し、基本的なエネルギー供給及び消費の秩序を保ち、経済の安定した運営を保障する。

各級人民政府は有効な措置を講じ、エネルギー緊急時対応関連施設及び管理体系の構築を強化し、応急措置能力を高め、エネルギー関連の突発的事象に効果的に対応しなければならない。

エネルギーの開発生産、加工・転換及び供給に従事する企業及び重点エネルギー使用組織は緊急時対応備蓄を強化し、緊急時対応体系を完備し、緊急時対応策を整え、緊急時対応を強化し、応急措置能力を強化しなければならない。

第七章 科学技術の進歩

第 78 条 (科学技術イノベーション)

国は、エネルギー関連の科学技術イノベーションを奨励及び促進し、企業を主体とし、市場を指向とし、企業・大学・研究機関が結合したエネルギー関連の科学技術イノベーション体系の確立を促進し、エネルギー関連の新技术、新製品及び新設備の研究開発、実証実験、普及及び応用を促進するための措置を講じる。県級以上の人民政府及びその関係部門は、エネルギー分野で独自のイノベーション、既存技術・資源を利用した強みの相互補完によるイノベーションを獲得し、さらなる改善、

機能のためのイノベーションを導入、消化、吸収した突出した成果の普及・応用を主導する。

第 79 条（科学技術重点分野）

国はエネルギー資源の調査開発、エネルギーの加工・転換、エネルギーの輸送・配送、エネルギーのクリーンかつ総合的な利用、省エネルギー・排出削減並びにエネルギーの安全生産等の技術のイノベーション研究及び開発・応用を支援する。条件に適合するエネルギーの開発・利用に関する科学技術研究及び産業化発展は、国家科学技術及び産業発展関連計画に組み入れなければならない。

第 80 条（支援政策）

国は、エネルギー分野の条件に適合する基本的な、先進性・重要性・公益性のある技術設備及び重要技術規格の研究、開発、実証実験及び普及・応用を支援する。

国は、企業及びその他社会基金によるエネルギー科学技術への投資を奨励する。

第 81 条（科学技術発展の仕組み）

国務院の関係部門は、エネルギー研究開発イノベーションプラットフォームの確立を支援し、重大なエネルギープロジェクトを拠りどころとして、科学技術難題解決の活動を集中的に実施しなければならない。

第 82 条（人材育成）

国務院及び省級の教育行政部門並びに関係部門は、高等教育機関及び職業学校に対し、国務院のエネルギー主管部門が掲げるエネルギー関連専門人材の育成の需要を踏まえたエネルギー分野で不足する人材の育成を支援、指導し、高等教育機関、職業学校、科学研究機関と企業が協力してエネルギー関連専門人材を育成することを奨励する。

第 83 条 （科学の普及）

県級以上の人民政府及びそのエネルギー、科学技術主管部門は、エネルギー科学技術知識の普及活動を積極的に実施し、社会仲介組織等の関係組織及び個人がエネルギー科学技術コンサルティング及びサービスに従事することを支援し、全国民のエネルギー科学技術知識及びエネルギーの合理的な使用の水準を高めなければならない。

第八章 国際協力

第 84 条 （国際協力の方式）

国は国際条約、二国間又は多国間のエネルギー協力文書の締結、エネルギー関連の国際組織への参加又は構築、エネルギー政策及びエネルギー関連の規格の調整、重大問題の協議による解決を通じて、共同計画、共同開発、人員交流及び情報交流等により、全面的な国際協力を強化する。

第 85 条 （国内のエネルギー協力）

国は法に基づき中国国内でエネルギーの開発・利用活動に従事する外国の公民、法人及びその他の組織の合法的な権利と利益を保護する。

第 86 条 （投資貿易協力）

国はエネルギー分野における二国間及び多国間の投資貿易協力を強化し、国際エネルギー市場のリスクを防止、対応し、エネルギー関連の双方向の投資及び製品、技術、サービス貿易を促進し、各種市場主体の積極性を喚起し、供給体制の多元化を実現する。

国はクリーン、良質なエネルギーの輸入を奨励し、先進的なエネルギー技術を導入して、化石エネルギー及びエネルギー多消費型の製品の輸出入に対する管理監督を強化する。

第 87 条 （越境エネルギーインフラストラクチャ）

国境を越えるエネルギー輸送管網、エネルギー輸送ルート及び付帯施設に関する投資、開発、建設、経営等の活動は、国のエネルギー戦略及び計画に適合し、かつ、国務院の投資主管部門、エネルギー主管部門及び国務院の関係部門の管理、調整及び監督を受けなければならない。

第 88 条 （科学技術及び教育の協力）

国はエネルギー科学技術、教育及び人材育成に関する国際交流・協力の実施を奨励し、先進的なエネルギー科学技術の研究

開発、応用及び実用化を促進する。

第 89 条 (国際協力情報サービス)

国務院のエネルギー主管部門は、国務院の関係部門と共同でエネルギー国際協力情報プラットフォームを構築し、エネルギーの国際協力情報サービス体系を整備し、国際的なエネルギーの情報の共有を促進する。

第九章 管理監督

第 90 条 (管理監督の職責)

エネルギー主管部門及び関係部門は職責分担に従って、エネルギー計画の執行、エネルギーの開発・利用活動、エネルギー市場及び関連の安全保障等の状況について、管理監督を実施する。

エネルギー関連の管理監督条例は、国務院が制定する。

第 91 条 (監督検査)

関係する組織及び個人は、関連規定に従いエネルギーの生産経営に関連の資料を偽りなく完全に記載、保存し、管理監督機関の要求に基づき管理監督情報システムに接続し、管理監督情報を報告し、かつ、エネルギー主管部門及び関係部門の監督検査を受け入れ、これに協力しなければならない。

エネルギー主管部門及び関係部門は検査を行うとき、規定の

手続に従って行い、かつ、検査を受ける組織及び個人の商業秘密及びその他の秘密を保持しなければならない。

第 92 条 （行政許可又は検収）

エネルギー主管部門及び関係部門は、関連の法律及び行政法規の規定に基づき、行政許可又は検収が必要なエネルギーの開発・利用及び生産経営事項について厳格に審査又は検収しなければならない。関連の法律及び行政法規に定める条件に適合しない場合には、行政許可を与えてはならず、又は検収を通過させてはならない。行政許可を与えず、検収を通過させない場合には、理由を説明し、当事者による陳述及び弁明を聴取しなければならない。その陳述及び弁明の理由が成立する場合には、これを受け入れなければならない。

法に基づく行政許可の取得をしておらず、又は検収に合格していない組織がエネルギーに関する開発・利用、生産経営活動に許可なく従事した場合には、行政許可又は検収に責任を負う部門は、検査により発見し又は通報を受けた後に、ただちにその相応の活動の停止又は期限までの是正を命じなければならない。法に基づきすでに行政許可を取得している組織で、行政許可に責任を負う部門が、もはや行政許可の条件を備えていないことを発見した場合には、元の行政許可を抹消し、かつ、理由を説明し、当事者による陳述及び弁明を聴取し、当事者に対して救済申請の権利及び手段を告知しなければならない。

第 93 条 (供給の監督)

エネルギー主管部門及び関係部門は、職責分担に従ってエネルギー供給状況の監督検査を行い、エネルギー供給企業に対して適切なエネルギー供給保障の実施を促さなければならない。

第 94 条 (送管網の公平な開放に対する管理監督)

エネルギー主管部門及び関係部門は、職責分担に従って、法に基づき自然独占の特徴を持つ送電網、石油・天然ガス送管網等のエネルギー輸送管網の公平な開放、投資運営効率等について管理監督を実施し、公平な競争を促し、消費者の権利と利益を保護しなければならない。

第 95 条 (安全備蓄の管理監督)

国務院の関係部門は、職責分担に従ってエネルギー安全備蓄の実施状況について管理監督を行う。

第 96 条 (緊急時対応の監督検査)

エネルギー主管部門及び関係部門は、この法律及び関連の法律、行政法規の規定により、エネルギー企業及び重点エネルギー使用組織のエネルギー緊急時対応策、緊急時対応体制の構築及び緊急対応措置等の実施について監督検査を実施し、法に基づきエネルギー突発的事象の処理業務に関与する。

第 97 条 (立入検査)

エネルギー主管部門及び関係部門は、法定の職責を遂行するために、エネルギー企業及びエネルギー使用組織の生産経営場

所の立入検査を実施し、検査事項と関係する文書及び資料を調査、複製し、移動、隠匿又は破損の可能性のあるものについては封印して保管することができる。

第 98 条 （遠隔地からの管理監督）

エネルギー主管部門及び関係部門は、エネルギー管理監督情報システムを確立し、オンラインのリアルタイムモニタリング及び情報提出等の手段により、エネルギー企業の計画の構築、加工・転換及び安全生産等の活動を全面的に網羅する、全過程にわたる遠隔地からの管理監督を実現しなければならない。

エネルギー企業は、エネルギー主管部門及び関係部門による遠隔地からの管理監督を進んで受け入れ、エネルギー主管部門がシステムへの接続及びデータ情報の報告等を適切に行うために積極的に協力しなければならない。

第 99 条 （強制措置）

エネルギー主管部門及び関係部門は、監督検査においてエネルギー企業及びエネルギー使用組織が国家規格に適合せず、又は国が禁止するエネルギー製品、技術若しくは設備を違法に使用した場合には、行政強制法に基づき規定の手続き及び要求に従い差し押さえ、押収することができる。エネルギー企業及びエネルギー使用組織に資金の移動、隠匿又は財産処分の疑いがあることを発見した場合には、人民法院に凍結の申請をすることができる。

第 100 条 (企業の協力義務)

エネルギー企業及びエネルギー使用組織は、エネルギー主管部門及び関係部門の監督検査人員による法に基づく監督検査職責の遂行に対して協力しなければならない、これを拒絶し、妨害してはならない。

監督検査人員は、立入検査にあたり、法律で定める手続きに従って実施しなければならない、被検査組織は検査に協力し、事実通りに状況を報告し、必要な条件及び資料を提供しなければならない。

第 101 条 (法律の執行の要求)

エネルギーの監督検査人員は、その職責を全うし、公平に法律を執行しなければならない。

エネルギーの監督検査人員が監督検査の任務を執行する際は、有効な監督法執行証書を提示しなければならない。

第 102 条 (法律の執行の制約)

エネルギー主管部門及び関係部門は、エネルギーの開発・利用に関する事項について行政許可及び検収を行い、法律及び法規に別段の定めのある場合を除き、いかなる費用も収受してはならない。

エネルギー主管部門及び関係部門は、行政許可、検収を受ける組織に対し、その指定するブランド又は指定する生産、販売組織の関連設備、器材若しくはその他の製品を購入するよう要

求してはならない。

第 103 条 （合同検査）

エネルギー主管部門及び関係部門は、監督検査において相互に協力しなければならず、合同検査を実行することができる。単独で検査する場合には、状況について相互に状況に関する情報を交換し、その他の関係部門が処理すべき違反事項が存在することを発見した場合には、ただちに移送し、かつ、記録を作成して参考に供さなければならない。移送を引き受けた部門は、適時に処理を行わなければならない。

第 104 条 （社会監督及び通報制度）

いかなる組織及び個人も、エネルギー主管部門及び関係部門の職責遂行状況について意見及び提案を提出し、かつ、エネルギー関連の違法行為について通報する権利を有する。

エネルギー主管部門及び関係部門は通報制度を確立し、通報先の電話、私書箱又は電子メールアドレスを公開し、エネルギー関連の違法行為に関する通報を受理しなければならない。受理した通報事項の処理結果は、適時に通報者に告知しなければならない。

第 105 条 （情報公開及び信用体系の構築）

エネルギー主管部門及び関係部門は、エネルギー関連の情報管理監督制度に基づき、エネルギーの管理監督情報を公開する。

エネルギー主管部門及び関係部門は、エネルギー業界の信用

体系を確立し、信用を基礎とする新型のエネルギーの管理監督の仕組みを構築しなければならない。

第 106 条 (エネルギーの計量)

エネルギー企業は、国の関連規定に基づきエネルギーの計量を強化し、エネルギーの計量器具を配備し、エネルギーの計量体系を整備しなければならない。エネルギーの計量器具は、国の関連規定に基づき検定又は較正を実施しなければならない。計量行政主管部門は、エネルギー計量業務に対する管理監督を強化しなければならない。

第十章 法律責任

第 107 条 (政府の管理監督責任)

エネルギー主管部門、その他の関係部門及びその職員がこの法律の規定に違反し、監督及び管理業務において職権を乱用し、職務を怠り、私情により不正を働いた場合には、法に基づき処分する。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

第 108 条 (送管網の開放責任)

エネルギー輸送管網施設を経営する企業がこの法律の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、エネルギー主管部門が是正を命じる。当事者の一方に経済的損失をもた

らした場合には、責任がある側に対し、一日につき経済損失額の二倍以上五倍以下の過料を科す。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

(一) 法律の規定に違反し、公平で差別のない送管網の開放義務を履行していない場合。

(二) エネルギーの輸送管網の施設、設備及び製品が国家規格に適合しない場合。

第 109 条 (普遍的サービスの責任)

エネルギーの普遍的サービスの義務を負う企業が普遍的サービスの義務をみだりに中断し、または履行を停止した場合には、エネルギー主管部門が是正を命じる。ユーザーに経済的損失をもたらした場合には、責任がある側に対し、損失額の一倍以上二倍以下の過料を科す。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

第 110 条 (報告開示の責任)

エネルギー企業及び関係組織がこの法律の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、エネルギー主管部門が是正を命じる。期間を徒過してもなお是正しない場合には、十万元以上二十万元以下の過料を科す。

(一) 規定に基づく報告書、レポート等の文書、資料を提供していない場合。

(二) 重要な事実について虚偽の内容を記述し、又は隠匿した

報告表、報告書等の文書、資料を提供した場合。

(三) 管理監督の要求に基づく関連情報を送付していない場合。

(四) 規定に基づく適時の、偽りのない、正確かつ完全な関連情報の開示をしていない場合。

第 111 条 (法律の執行への協力責任)

エネルギー企業がこの法律の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、エネルギー主管部門又はその他の関係部門が是正を命じ、十万元以上五十万元以下の過料を科す。期間を徒過してもなお是正せず、又は情状が重大である場合には、休業・立て直し又は生産、経営許可証の取り消しを命じることができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

(一) 監督検査において、事実を報告せず、虚偽の情報を提供し、又は必要な条件の提供を拒絶した場合。

(二) 監督検査人員の法に基づく職責の遂行を妨害した場合。

(三) エネルギー主管部門による重大な突発的事象への対応行動を妨害した場合。

第 112 条 (水平協力の責任)

エネルギー企業がこの法律の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、エネルギー主管部門が是正を命じ、二十万元以上一百万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、休業・立て直し又は生産、経営許可証の取り消しを命

じることができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追求する。

(一) エネルギーの開発・生産活動に従事し、共生、随伴エネルギー由来の鉱物資源の法に基づく開発をしていない場合。

(二) エネルギー供給企業が法に基づくそのエネルギー供給の保障義務及び関連の公告照会義務を履行していない場合。

(三) エネルギー緊急時対応策及び緊急時対応指令を執行しておらず、関連の緊急時対応任務を引き受けていない場合。

第 113 条 (強制的情報公開)

重点エネルギー使用企業が省エネルギーに関する業務を管理する部門に虚偽の報告をし、又は社会に対してエネルギー使用状況を公表していない場合には、省エネルギーに関する業務を管理する部門が是正を命じ、十万元以上五十万元以下の過料を科す。

第 114 条 (法責銜接条款)

この法律で定める処罰は、エネルギー主管部門及び関係部門が職責分担に従って決定する。その他の法律において、行政処分の種類、程度及び決定機関について別段の定めがあるときは、それに従う。

第十一章 付則

第 115 条 (用語の法律解釈)

この法律に用いられる用語について、次のとおり定義する。

(一) エネルギーとは、熱エネルギー、機械エネルギー、電気エネルギー、原子力エネルギー、化学エネルギー等を発生するエネルギーの資源をいい、主に石炭、石油、天然ガス（シェールガス、炭層メタン、バイオ天然ガス等を含む）、原子力エネルギー、水素エネルギー、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー、電力、熱力及びその他の直接又は加工・転換によって有用なエネルギーを取得する各種資源を含む。

(二) 化石エネルギーとは、太古の動植物の化石が変化して形成されたエネルギーをいい、主に石炭、石油、天然ガス等を含む。

(三) 非化石エネルギーとは、化石エネルギーを除く一次エネルギーをいい、主に水力エネルギー、原子力エネルギー、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等を含む。

(四) 再生可能エネルギーとは、自然界において循環再生され、繰り返し持続的に利用することができる一次エネルギーをいい、主に水力エネルギー、風力エネルギー、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等を含む。

(五) クリーンエネルギーとは、開発・利用及び使用過程における汚染物質及び二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない、又は排出量が少ないエネルギーをいう。

(六) ガスとは、天然ガス（シェールガス、炭層メタン、バイオ天然ガス等を含む）、人工の石炭ガス、液化石油・天然ガス、メタンガス等の気体燃料をいう。

(七) エネルギー企業とは、エネルギーの開発生産、加工・転換、貯蔵、輸送、配給販売、供給、貿易、サービス等を主要業務とする企業をいう。

(八) エネルギー使用組織とは、エネルギー製品を購入、使用、消費する公民、企業・事業単位及びその他の社会組織をいう。

(九) エネルギーの開発・利用とは、エネルギー資源の計画、探査、設計、建設、生産、加工・転換、貯蔵、輸送、取引、供給、使用、処分、保護等の活動及びエネルギーの専門サービスをいう。

(十) エネルギー関連の突発的事象とは、突然発生し、社会に深刻な危害をもたらし、又はもたらす可能性があり、緊急対応措置を講じて対応する必要があるエネルギー供給の深刻な不足、供給の中断及びその他の事象をいう。

(十一) エネルギーの加工・転換とは、一定の工程フローを経てエネルギーの物理的形態又はエネルギーの形式に変化を生じさせ、その他のエネルギー製品を生産することをいう。ただ

し、エネルギーを原料としてその他の製品を生産する活動はこれに含まない。

(十二) エネルギーインフラストラクチャとは、エネルギーの基本的公共サービスを保障する設備をいい、送配電網、石油・天然ガス送管網、エネルギー備蓄設備、エネルギー専用埠頭、液化天然ガス受入基地、鉄道専用線等のエネルギー施設を含む。

(十三) エネルギー需要側の管理とは、政府又は公益事業の企業組織がインセンティブ措置を講じ、エネルギー使用組織がエネルギー使用の方式を変えるよう指導することにより、エンドユーザーのエネルギー利用効率を高め、エネルギーのサービスコストの最小化を実現するエネルギー使用の管理活動をいう。

(十四) エネルギー監査とは、資格を有するエネルギー監査機関が法律、行政法規及び関連の規格に従って、エネルギー使用組織におけるエネルギー利用活動の合理性及び有効性について行う定量分析及び評価をいう。

第 116 条 (立法の権限授与)

軍によるエネルギー建設の管理及び開発・利用については、国務院、中央軍事委員会がこの法律に基づき別途定める。

第 117 条 (法律の発効日)

この法律は、 年 月 日から施行する。